

1. 件名

三菱原子燃料株式会社及びMHI原子燃料株式会社の分割の認可申請に関するヒアリング (5)

2. 日時

令和5年1月30日(月) 15時30分～15時50分

3. 場所

原子力規制庁 10階会議室 (TV会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部

審査グループ 核燃料施設審査部門

小澤安全管理調査官、中野上席安全審査官、野村主任安全審査官、
内海安全審査官、鈴木安全審査専門職、青木安全審査専門職

三菱原子燃料株式会社

安全・品質保証部 部長 他5名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

6. 配布資料

資料1：加工事業の分割認可申請書におけるコメントリスト MSR-22-055

資料2：経理的基礎についての御説明 MSR-22-056

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	規制庁のスズキです。
0:00:02	三菱原子燃料株式会社及びMHI原子燃料株式会社の分割の認可申請に関するヒアリング。
0:00:11	5回目を返します。
0:00:14	と。
0:00:16	メインです。
0:00:18	規制庁の方から
0:00:20	事前にいただいた。
0:00:23	資料について、コメントをお願いします。
0:00:29	すいません規制庁内海ですちょっと私の方が先に出してはありますが今日いただいた資料2つありますけども、
0:00:36	05番のコメント、今までの面談で我々が指摘した事項に対してのコメント回答リスト。
0:00:44	について、
0:00:46	確認していたところをお伝えしますが、
0:00:49	まず
0:00:51	左の番号で言うと、230119--0--1番。
0:00:57	ですね、ページで言えば2ページ目の真ん中辺りの、
0:01:02	本年度回答の部分ですけども、
0:01:06	今の赤字で補正で反映させる予定の事項は記載されてはありますが、
0:01:12	両括弧4で記載している許可の欠格条項の部分第15条のところの、
0:01:17	記載について、現状15条の1号、2号3、あと4号かのところのいずれにも該当しませんと記載し、しているところですけど。
0:01:27	これ大本の18条今回、分割認可のそもそもの認可の基準的なものである18条第2項においてはですねこれ15条は別に
0:01:39	を指定していませんので、
0:01:41	例えばここに記載する内容としては第15条に該当しないことというふうに、18条第2項のほうの記載と合わせて、
0:01:51	合わせた形でですねここは記載いただければと思います。MNFでよろしいでしょうか。
0:01:59	三菱原子燃料表です。
0:02:01	4ポチの分割の方法及び条件のところの、(4)のところ、家許可の欠格状況条項に関する内容を記載するというコメントいただいて、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:16	それです赤字の通り、人減少というふうに考えておったんですけれども、ここの記載繰りを
0:02:28	これ括弧の方の、大丈夫云々という記載ではなく、第 18 条の、
0:02:36	規制庁瀬戸ですね端的に言うと、ここはもう第 15 条。
0:02:42	第 15 条に該当しないことって言って欲しい。
0:02:48	なぜかという、18 条第 2 項でこれは準用してるものである、準用元十四条の方は郷を指定して事業したんすけど 15 条は城安保を指定せずに準用してるんで、
0:03:00	そことのちょっと平仄を合わせることで、ここは単に第 15 条に該当しないこと。
0:03:07	だけ記載していただければと思います。
0:03:10	三菱県警の古藤です。承知いたしました。
0:03:14	長です。お願いします。
0:03:19	すいません。ちょっと、
0:03:21	すいません、NPヤマカワです。ちょっと確認したいんですけれども、
0:03:25	今のコメントの趣旨は理解したんですが、我々がもともとその、
0:03:31	1 号 2 号 4 号って書いたのは、
0:03:33	加工規則の方で、
0:03:36	ここに該当しないことの証明をつけなさいという。
0:03:41	ところで具体化されてたんで、加工規則の方からその文言を持ってきたんですけれども、はい。
0:03:47	法律上は 15 条的っていうだけなので、その記載にて統一しましょうと、そういうコメントでしたでしょうか。
0:03:55	規制庁ですその通りです加工規則上あくまでこれは添付書類としてこの 5 のお話をつけてくださいってことなので、基本的にここに書くのは法律上のその要求に対してどうなのかっていうことを記載していただきたいという趣旨でございます。以上です。
0:04:10	山根ヤマカワです承知いたしました。
0:04:19	規制庁、梅津江藤他特になければちょっと私から補、この後また、
0:04:25	本資料について確認してますけどちょっとあと 1 点確認事項だけさせていただきますんすけども、
0:04:32	今回分割にあたってですねMNFの燃料設計チームが中高の方に行くと思いますけども、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:39	そうすると今後、そこに燃料設計のチームになっていた型式証明燃料体のパターン式証明なんかは重工の方から申請がされるものっていうふうに認識してよろしいでしょうか。
0:05:00	三菱原子燃料捕捉少々お待ちください。
0:05:58	すいませんお待たせいたしました三菱原子燃料さんです。ちょっとですね即答できませんので確認して、後でご回答するという事でよろしいでしょうか。
0:06:10	あ、規制庁ですねはいそれをお願いします。
0:06:15	明ウツミから以上です本庁をお願いします。
0:06:20	規制庁中尾です。ちょっと今の件って明日の午前中ぐらいまでに、別に正式な書類がないので回答いただいてもいいですか。
0:06:32	はい三菱原子燃料さんですがとですね今、各地区にしてこの会議中にお答えできると思います。
0:06:41	規制庁仲野です了解しました。
0:06:49	規制庁小澤ですけれども。
0:06:53	ピンと
0:07:01	規制庁座ですけれども、コメント回答の2ページ目のですね、ナンバーで、
0:07:11	230117-08 についてです。
0:07:17	こちら回答の方ですね、
0:07:21	原子炉用核燃料及び関連製品の製造、調達及び輸送の事業全部を承継するっていうふうに書かれてるんですけども、
0:07:33	こういうふうに限定して書かれたものはですね、加工の事業の全部をこう言い表せてないっていうふうに皆認識でいます。
0:07:44	こういうふうに書き下すと、全部を表せないのであれば、加工の事業の全部をというような記載でいいんじゃないかなっていうふうに考えるんですけども、どうでしょうか。
0:08:04	はい、三菱原子燃料ホソヤです。承知いたしました。
0:08:09	記載ぶりをちょっと改めたいと思います。
0:08:14	規制庁座間です。
0:08:17	それと中にですねある関連製品の製造っていうのは、具体的にどういうものを指して言われているのか教えていただけますでしょうか。
0:08:36	水資源燃料部町長お待ちください。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:47	N f シラカワです。おそらくなんですが、ちょっと、ちょっと確認が必要なところなんですけど、炉内構造物の部分に一部私どもも製作していく部分がありますので、
0:10:02	そちらのことを含めての記載と理解してます。
0:10:06	規制庁澤です。それって加工の事業に関係するところの話に含む入るんでしょうか。
0:10:16	工事にはね燃料体の一つと解釈もできるので、
0:10:24	そうすると具体的にどういうものなのかというのを、
0:10:28	今、即答でなくて結構なので、教えていただけますでしょうか。もう一度整理して、はい。
0:10:36	ご連絡させていただくようにします。よろしくお願いします。
0:10:43	続けてですね。
0:10:46	ちょ、少々お待ちください。
0:10:55	杉のページですね、3分の2 ページの3-2 ページの一番下ですね。
0:11:03	ナンバーで言う 230119-05 です。
0:11:08	こちらの項目も法令用語を用いた表現でというふうに言われたのでちょっと細かい話なんですけれども、
0:11:20	4 ポツのところろの記載なんですけど、
0:11:23	前事業年ごとにおける加工の事業の、この加工の事業のっていうのは、不要じゃないのっていうふうに考えています。
0:11:34	別にあっても間違えてるわけではないんですけど、
0:11:41	不要かなと。
0:11:42	ふうに考えてます。
0:11:45	私の方はやはり以上です。
0:12:00	三菱原子燃料全数承知いたしました格好。
0:12:07	そうです。
0:12:10	事業主計画とか、
0:12:12	ちょっと銀行の、
0:12:31	すいません規制庁ウツミなんですけど、音調かはあれですか、は待ちますかそれとも一旦ここで、
0:12:37	止め止めますかどうしますか。
0:12:40	規制庁の鈴木です。少しお待ちください。
0:15:14	あ、規制庁座です。
0:15:17	先ほど言いました二つ目のコメントなんですけれども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:23	許可申請書上の添付の記載を見ると知らないんですけども、今回のその分割の
0:15:33	申請の基礎くう要求のところを見ますと、加工の事業のっていうものが入ってございますので、すいませんこちらの認識の誤りでしたので、こちらの方はそのまま、
0:15:45	このままの記載にしていただければと思います。ちょっと勘違いしてました。すいません。
0:15:51	これ、
0:15:52	はい、三菱原子燃料ですこちらでも今ですねもう1回、加工規則の方確認しました入ってましたので、それではこのままとさせていただきます。はい。すいませんよろしく申し上げます。
0:16:09	いいよ。もう壊れちゃう。
0:16:11	規制庁の鈴木です。
0:16:14	規制庁側から他に何かありますでしょうか。
0:16:21	ないようですけどMNFの方から何かありますでしょうか。
0:16:40	規制庁のスズキですが、MNFから、
0:16:43	何かありますか他に。
0:16:46	すいません。ですね先ほど燃料体の申請の方ですけども、ちょっと回答確認できましたので回答させていただいてよろしいでしょうか。はい。お願いします。
0:17:10	三菱原子燃料今橋でございます。先ほどの燃料集合体の型式証明の件なんですが、新検査制度においては、
0:17:21	設工認ということで電力さんの方から提出されるということで、三菱重工から提出されるということはないということです。
0:17:34	規制庁済みです。了解です。
0:17:40	市長の仲野ですけど、何か質問、違くないですか。
0:17:48	そういうことでいいんだっけ。
0:17:50	あ、規制庁です。すいませんちょっと確認ですけどあれ、燃料体の型式証明は電力が出すって回答だった。
0:18:01	しましたっけ今岡式照明を電力が出すの。そういうことでいいの。
0:18:06	はいそのようにはい確認いたしました。
0:18:13	その規制庁ですけどあれですか昔は何か重工さんとか、重工とか、メイン、そこら辺から出していたんでしたっけ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:23	どういうわけでしたっけ。すみません、以前のその新検査制度前の件はまだちょっと確認できてないんですが。はい。了解です。ちょっとそこら辺もし全然今回、今じゃなくていいんで、何か以前の戦わせてまたちょっと、
0:18:39	面談後で教えていただければと思います以上です。承知しました。
0:18:47	規制庁の鈴木です。
0:18:48	規制庁側から、もしくは
0:18:51	MNFの方から何かありますでしょうか。
0:19:01	何をやりますか。はい。
0:19:05	どうぞ。
0:19:06	特にありません。
0:19:09	では、これで本日のヒアリングを終了します。
0:19:13	お疲れ様でした。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。